江府町立学校給食センター調理等業務

募　集　要　項

令 和 ８ 年 １ １ 月

江府町教育委員会

目 次

第１ 募集要項等の定義
第２ 事業の概要
　１ 事業の名称
　２ 対象施設
　３ 委託業務内容
　４ 委託期間
　５ 受託事業者
　６ 調理食数および給食実施回数
第３ 応募事業者の条件等
　１ 応募資格
　２ 応募に関する留意事項
第４ 事業者募集等のスケジュール
　１ 募集要項等の公表
　２ 現地見学会
　３ 募集要項等に関する質問の受付・回答
　４ 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出
　５ 提案書の提出
　６ 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査
　７ 審査結果の通知
第５ 提案書等の審査方法
　１ 選定委員会の設置
　２ 審査の方法
　３ 参加辞退
　４ 事務局

第１　募集要項等の定義

江府町（以下「町」といいます。）では、平成３０年度から学校給食の調理等業務を民間事業者に委託していますが、令和８年度で現在の委託期間が終了することから、引き続き令和９年度から３年間、調理等業務を民間事業者に委託します。

調理等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、調理等業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式（企画提案方式）を採用することとしました。

この募集要項は、調理等業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、この募集要項と併せて配布する次の資料も、この募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの
添付資料：本委託業務に関する添付資料
様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

第２　事業の概要

１　事業の名称

江府町立学校給食センター調理等業務

２　対象施設

施設名	江府町立学校給食センター
所在地	鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１
建築年	平成２６年
建物構造	鉄骨造平屋
給食配食校	１校（奥大山江府学園）　※配送箇所は２箇所です。 （奥大山江府学園ブナの森校舎及び奥大山江府学園日野川校舎）

３　委託業務内容

（１）物資検収時の受け取り、格納、検温業務
（２）主食（米飯）及び副食の調理業務
（３）原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
（４）配缶業務
（５）給食の配送及び回収業務（輸送用コンテナの洗浄消毒業務を含む。）
（６）食器、食缶及び調理機器の洗浄消毒保管業務
（７）残さいの計量及び記録並びに塵芥の集積業務
（８）施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録業務
（９）使用物品管理業務

（１０）衛生管理業務
（１１）前各号に附帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務は、次のとおりとします。
- 献立作成業務
- 食材調達業務
- 給食費徴収等業務
- 施設設備等保守業務

4 委託期間
令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで ３年間

5 受託事業者
公募型プロポーザル方式（企画提案方式）により決定します。

6 基本調理食数及び給食実施回数
基本調理食数　奥大山江府学園ブナの森校舎　１０５食／日
奥大山江府学園日野川校舎　９５食／日
実施回数　２００回
（注）令和８年１０月１日時点の見込みであり、変動する可能性があります。

第３ 応募事業者の条件等

１ 応募資格

(1) 応募事業者が備えるべき要件
応募事業者の資格要件は、次のとおりとします。

① 応募事業者資格要件
応募事業者は、次の要件を満たしていることが必要です。

ア 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を３年以上有していること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除きます。

ウ 契約時に、単独企業かつ上記ア及びイに掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。

エ 江府町に競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、令和８年１１月２５日午後３時までに受理された者。

② 応募事業者の制限
次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

イ 江府町の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限ります。）を受けた者を除きます。）

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 過去３年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の停止処分を受けた者（当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除きます。）

カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団又は同法同条第６号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

(3) その他の条件

ア 受託事業者は、本委託業務を処理するため新たに職員を雇用する場合にあっては、希望があれば、現に学校給食調理業務を行っている事業者の職員の採用及び労働条件維持に配慮するよう努めてください。

イ 受託事業者は、本委託業務を開始する日までに、教育委員会及び現に学校給食センターにおいて学校給食調理業務を行っている者から業務等の引継ぎを受けなければなりません。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

(4) 著作権

応募事業者から募集要項に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、受託事業者として決定した事業者が提出した提案書の著作権は、町に帰属します。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、提出期間に限り補正することができますが、提出期間終了後は変更できないものとし、返却をしません。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合があります。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 応募の無効に関する事項

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募事業者の応募は、無効とします。

ア 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、２通り以上の書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 本委託事業における契約上限金額

本委託事業に係る総額の上限金額は、 ６７，００９，０００円（３年度分合計。消費税及び地方消費税の額を含む。）とします。

(9) その他

ア 町が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

イ 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

第４ 事業者募集等のスケジュール

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式（企画提案方式）で決定します。

実施スケジュールは以下のとおりとします。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定される休日には行いません。

募集要項等の公表	令和８年１１月１１日
募集要項等に関する質問の受付	令和８年１１月１１日から 令和８年１１月１８日まで
現地見学会（希望事業者のみ）	令和８年１１月１８日

募集要項等に関する質問に対する回答	令和８年１１月２０日
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の受付	令和８年１１月１１日から 令和８年１１月２５日午後３時まで
参加資格確認結果通知	令和８年１１月３０日
提案書類等の受付	令和８年１２月１日から 令和８年１２月２２日午後１時まで
審査会（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）	令和８年１２月２５日※予定
審査に関する結果の通知	令和９年　１月上旬
契約締結	令和９年　１月中旬から 令和９年　１月下旬
委託開始準備	契約締結後から 令和９年　３月３１日まで

1　募集要項等の公表

(1) 公表方法

本委託事業に関する募集要項等の資料は、町のホームページにおいて公表します。

(2) 公表資料

ア 募集要項 ‥‥‥ 本書

イ 仕様書

ウ 様式集

2　現地見学会

(1) 日時 令和８年１１月１８日(水) 午前９時００分集合(受付開始は午前８時４５分)

(2) 場所 日野郡江府町江尾１７１７番地１ 江府町立学校給食センター

(3) 留意事項

ア 現地見学会参加希望者は、令和８年１１月１７日（火）正午までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を、江府町教育委員会事務局教育課へＦＡＸ又はＥメールにて連絡してください。

ＦＡＸ：0859-75-3411

Ｅメールアドレス：k_kyouiku@town-kofu.jp

イ 参加人数は、１事業者につき３名までとします。

ウ 調理室等の見学希望の方は、概ね２週間以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌)、清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに調理靴を持参してください。

エ 見学時は、町の指示に従ってください。

3　募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、町のホームページにおいて回答します。

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Ｅメールにより提出してください。

(2) 受付期間

令和８年１１月１１日（水）から１１月１８日（水）

(3) 回答期日

令和８年１１月２０日（金）

(4) Ｅメールアドレス

k_kyouiku@town-kofu.jp

4　参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出してください。

(1) 受付（提出）期間

令和８年１１月１１日（水）から１１月２５日（水）午後３時まで

受付時間：午前８時３０分から午後５時まで（期限日においては午後３時まで）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第２号）

イ 参加表明書（兼参加資格審査申請書）に定める添付書類

ウ 経営状況調査表（様式第３号）

エ 役員等調書兼照会承諾書（様式第４号）

(3) 提出先

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１

江府町教育委員会事務局教育課

(4) 提出方法

ア 提出書類は、提出先へ持参又は郵便等で送付するものとし、それ以外の方法による提出は認めません（郵便等による提出は、受付期間内に配達されたもののみ受け付けます。）。

イ 添付書類は、Ａ４判フラットファイルに綴じて提出してください。なおフラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記してください。

5　提案書の提出

応募事業者は、次に定めるところにより提案書等を提出してください。

(1) 受付（提出）期間

令和８年１２月１日（火）から１２月２２日（火）午後１時まで

受付時間：午前８時３０分から午後５時まで（期限日においては午後１時まで）

(2) 提出書類（正本１部・副本５部）

ア 審査に係る提案書類提出書（様式第５号）

イ 提案書（様式第６号から様式第１５号まで）

※提案書について枚数制限はありませんが、出来る限りまとめてください。

ウ 見積書（様式第１６号）

(3) 提出先

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１

江府町教育委員会事務局教育課

(4) 提出方法

ア 提出書類は、提出先へ持参又は郵便等で送付するものとし、それ以外の方法による提出は認めません（郵便等による提出は、受付期間内に配達されたもののみ受け付けます。）。

イ 提案書の書式

（ア）Ａ４判用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けてください。

（イ）様式第６号から様式第１５号までに定めるところにより作成してください。

（ウ）表題「江府町学校給食調理等業務委託に関する提案書」及び法人名を記載した表紙を付けてください。

ウ 無効となる提案書

（ア）提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

（イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（ウ）虚偽の内容が記載されているもの

エ 見積書

（ア）令和９年度から令和１１年度までの３年度分について見積りをしてください。また、見積書（様式第１６号）には、年度別内訳も記載してください。

（イ）仕様書に基づき作成してください。

（ウ）見積書に、各年度の詳細な積算内訳書（社員職種ごとの人件費明細、保健衛生費、教育研修費、現場経費、管理費等を項目とするもの）を添付してください。

（エ）見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とします。

（オ）見積内容は提案書等と同一のものとし、相違するものは認めません。

（カ）見積書に記載する委託料の額は取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とします。

（キ）見積額が、第３の２（８）「本委託事業における契約上限金額」を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

6 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(1) 実施日時

令和８年１２月２５日（金）　※予定

※詳細は別途通知します。

(2) 実施場所

別途通知します。

(3) 実施時間

４０分程度（プレゼンテーション３０分、ヒアリング質疑応答１０分程度）

※ 準備・撤収は審査前後約１０分間の休憩時間に行うこと。

(4) 出席者

５人までとします。

(5) 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。（プロジェクター、スクリーンは、町で準備します。）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

提案書等の受付順とします。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

7 審査結果の通知

審査結果については、文書により通知します。

第５ 提案書等の審査方法

１ 選定委員会の設置

江府町立学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が審査を実施します。

２ 審査の方法

(1) 公募型プロポーザル方式（企画提案方式）により選定します。

(2) 選定委員会は、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、委託事業者選定基準に基づき採点します。

(3) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

(4) 選定結果は、提案書等の提出者全てに通知します。

(5) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結します。

(6) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集する場合があります。

３ 参加辞退

このプロポーザルの参加を辞退しようとするきは、参加辞退届（様式第１７号）を提

出してください。

４　事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

江府町教育委員会事務局教育課

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１

電話：0859-75-2223

ＦＡＸ：0859-75-3411

Ｅメールアドレス：k_kyouiku@town-kofu.jp